

**図書館情報**  
問 ☎ 221669

**あかちゃんといっしょのおはなし会**

親子で一緒に絵本の読み聞かせや手遊びを楽しめます。  
日時 5月14日(木)午前10時30分～11時  
※午前9時～正午は「赤ちゃんタイム」です(毎週水曜日)  
問い合わせ 図書館

**スポーツ**  
問 ☎ 508213

**バレーボール選手権大会(家庭婦人の部)**

日時 6月7日(日)午前9時開会  
会場 市民体育館  
対象 市内在住の既婚者および35歳以上の女性で構成されたチーム  
参加料 1チーム30000円  
申し込み 代表者が参加料を持って5月22日(金)午後7時から市教育庁舎で行われる代表者会議へ  
問い合わせ スポーツ課

**健康福祉**

**藤岡総合病院選定療養費**

令和2年度の診療報酬改定に伴い、病床数200床以上の地域医療支援病院では、保険診療とは別に「初診時選定療養費」と「再診時選定療養費」の徴収が義務付けられました。  
また「初診時選定療養費」の改正に併せて、「時間外選定療養費」を改正します。これは救急外来で重症患者へ迅速に対応するために必要な改正です。

5月31日(日)まで	
初診時	2,750円
時間外	3,850円
↓	
6月1日(月)から	
初診時(変更)	5,500円
再診時(新規)	2,750円
時間外(変更)	5,500円

※料金は全て税込

※当院を受診する場合は、かかりつけ医などの紹介状を持参してください  
**初診時選定療養費の対象**  
他の医療機関からの紹介状を持っていない人・以前受診



**手話をやってみよう(第14回)**

手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。今月は「初めまして」を紹介します。※初めて+会うで表現されます

【初めて】

左手の上に右手を乗せ、人差し指以外を閉じながら上げる

【会う】

両手の人差し指を立て、斜めから中央に寄せる

した時の病気が治癒している人・本人の都合で診療を中止した人  
**再診時選定療養費の対象**  
当院が他の医療機関へ紹介した人が、引き続き当院での受診を希望し、再受診した場合  
問い合わせ 藤岡総合病院 ☎ 23311  
**不妊・不育症の相談**  
県不妊・不育専門相談センターでは不妊・不育症に関する相談を受け付けています。相談は予約制で産婦人科医が

受けます。  
日時 毎月第2金曜日・第4水曜日、午後2時～4時  
会場 群馬大学医学部附属病院(前橋市昭和町)  
内容 ▽検査・治療方法▽治療への不安▽家族関係など  
相談料 無料  
その他 昨年度から日時・会場・実施機関が変わりました  
申し込み・問い合わせ 平日午前9時～午後4時に群馬大学医学部附属病院 ☎ 2027・220・8425・子ども課 ☎ 2268へ

**その他**

**所得課税証明書などの発行予定日**

本年度(令和元年中所得)所得課税証明書などの発行予定日は次のとおりです。  
**発行予定日** ▽特別徴収者(市県民税を給与からの天引きで納める人) 5月14日(木)から  
▽普通徴収者(市県民税を納付書・口座振替で納める人) および年金からの天引きで納める人 6月5日(金)から

**藤岡市まちづくりシンポジウム 実行委員会が報告・提言書を提出**



4月9日、藤岡市まちづくりシンポジウム実行委員会が報告・提言書を市長に提出しました。この提言書は世界文化遺産「高山社跡」を生かしたまちづくりに関するもので、多くの市民が対話し、意見を反映させることが重要であると位置付けています。市長は「行政がサポートできることはしっかりと受け止めたい」と話しました。  
問い合わせ 文化財保護課 ☎ 235997

状が必要で  
問い合わせ 税務課 ☎ 2231

**インクカートリッジ回収**

温室効果ガス排出量削減と廃プラスチックの減量化のため、家庭や事業所で排出される使用済みインクカートリッジなどを回収します。  
**回収場所** 市役所本庁舎自動販売機横  
**回収方法** 使用済みインクカートリッジ・トナーカートリッジを回収ボックスへ  
※インクカートリッジとトナーカートリッジは投入口が異なります  
問い合わせ 環境課 ☎ 2264

**電波利用環境保護 周知啓発強化期間**

6月1日から10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。総務省では電波を正しく利用してもらうための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化しています。ルールを守らない不法無線局は、テレビ・ラジオ

**工業統計調査**

調査結果は産業政策・中小企業政策などの基礎資料として利用されます。  
基準日 6月1日(月)  
**調査対象** 製造業に属する事業所  
**調査項目** 事業所の名称・所在地・従業員数・現金給与額・製造品出荷額など  
**調査方法** 統計調査員が5月中旬から6月中旬にかけて調査票の配布を行います  
問い合わせ 総務課 ☎ 2227

※広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します